

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求受付について

1 主旨

「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法第100号）」の改正にともない、令和7年4月1日より第十二回特別弔慰金を支給することとなった。

請求受付は請求者の住所地の区市町村が行なうこととなるため、区では、前回請求者を対象に請求書類を発送する等、円滑な請求受付手続を行なう。

2 制度の概要

(1) 支給国債の名称

第十二回特別弔慰金国庫債券「い号」

(2) 支給の目的

先の大戦で公務等のため国に殉じたもとの軍人、軍属及び準軍属の方々に思いをいたし、戦後20年、30年、40年、50年、60年、70年、80年という機会をとらえ、その遺族に対して国として改めて弔慰の意を表するために支給される。

(3) 支給対象者

令和7年4月1日（基準日）において「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、三親等以内の先順位の遺族1名に支給する。

(4) 支給内容

戦没者等1人につき27万5千円で、5年償還、無利子の記名国債をもって支給する。

(5) 請求期間

令和7年4月1日～令和10年3月31日

(6) 請求窓口

請求者の住所地の区市町村

3 世田谷区への対応

(1) 対象者数の想定

第十二回の特別弔慰金請求者数 約1,700名

（うち、遺族年金等の受給者死亡等に伴う新規請求者数 約300～400名）

(2) 請求受付

令和7年5月1日～保健福祉政策部生活福祉課で請求受付

（令和7年5月以降、第2庁舎5階に窓口を設置。郵送申請が難しい方には、窓口で案内を行う。）

4 今後のスケジュール（予定）

令和7年5月～（区）前回受給者に請求書類を順次発送（5月下旬まで）

その他、区ホームページに周知記事を掲載。

都、国においても広報紙、ホームページ、パンフレット等により周知。

都道府県お問い合わせ先一覧

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-204-5269	滋賀県	077-528-3514
青森県	017-734-9278	京都府	075-414-4616
岩手県	019-629-5481	大阪府	06-6944-6662
宮城県	022-211-2582	兵庫県	078-341-7711
秋田県	018-860-1318	奈良県	0742-27-8509
山形県	023-630-2243	和歌山県	073-441-2476
福島県	024-521-7166	鳥取県	0857-26-7145
茨城県	029-301-3337	島根県	0852-22-5240
栃木県	028-623-3054	岡山県	086-226-7320
群馬県	027-898-3564	広島県	082-513-3036
埼玉県	048-830-3286	山口県	083-933-2800
千葉県	043-223-2337	徳島県	088-621-2170
東京都	03-5320-4077	香川県	087-832-3265
神奈川県	045-210-4917	愛媛県	089-912-2434
新潟県	025-280-5180	高知県	088-823-9664
富山県	076-444-3199	福岡県	092-643-3301
石川県	076-225-1467	佐賀県	0952-25-7058
福井県	0776-20-0711	長崎県	095-895-2427
山梨県	055-223-1465	熊本県	096-333-2187
長野県	026-235-7094	大分県	097-506-2688
岐阜県	058-272-8349	宮崎県	0985-26-7061
静岡県	054-221-3625	鹿児島県	099-286-2828
愛知県	052-954-6632	沖縄県	098-866-2175
三重県	059-224-3092		

請求手続きの簡素化のため
「氏名等届出書」の
提出を廃止しました

国債の償還について

国債の償還金は、令和8年から毎年1回償還日（4月15日）以降に、年5万5千円ずつ支払いを受けることができます。

償還金の支払いを受ける場所は、請求手続きの際に、ご希望の郵便局等を指定していただきます。

詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/>

戦没者等のご遺族の皆さまへ

戦没者等の遺族に 対する特別弔慰金 のご案内

〔第十二回特別弔慰金〕

令和7年
請求期間 **4月1日**から **3月31日**まで



制度の概要

今日の日本の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表すため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金を支給します。



支給対象者

令和7年4月1日(基準日)時点で、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母)がいない場合に、**次の順番による先順位のご遺族お一人に支給**します。

戦没者等の死亡当時のご遺族で、

- 1 令和7年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- 2 戦没者等の子
- 3 戦没者等の ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
 - ※ 戦没者等の死亡当時、生計関係を有している等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
- 4 上記1～3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)
 - ※ 戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

支給内容

額面27万5千円、5年償還の記名国債

請求期間

令和7年4月1日から
令和10年3月31日まで

(この期間を過ぎると請求できなくなりますので、ご注意ください。)

請求窓口

お住まいの市区町村の援護担当課

留意事項

特別弔慰金は、ご遺族を代表するお一人が受け取るものです。ご遺族間の調整は、記名国債を受け取った方が責任を持って行うことになります。

詳しくは、お住まいの都道府県・市区町村の援護担当課にお問い合わせください。